

国別情報整理シート(暫定版)
(バヌアツ)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2007	合計		
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数		
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0	
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			米国	0	0	0	0	0	0	
			カナダ	0	0	0	0	0	0	
			その他()	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	
		暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国	0	0	0	0	0	0	0
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			米国	0	0	0	0	0	0	
			カナダ	0	0	0	0	0	0	
			その他()	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	
バヌアツでは、生体牛の輸入は一般に避ける方針である 1987年にオーストラリアから20頭の生体牛の輸入があったのみであり、BSEリスク国からの輸入は無い										
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0	
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			米国	0	0	0	0	0	0	
			カナダ	0	0	0	0	0	0	
			その他()	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	
		暴露要因となった可能性のあるMBM	英国	0	0	0	0	0	0	0
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			米国	0	0	0	0	0	0	
			カナダ	0	0	0	0	0	0	
			その他()	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	
バヌアツでは国内の養豚及び養鶏業にとって十分な量の肉粉を生産可能であるため、肉骨粉の輸入はしていない バヌアツではこれまでに反すう動物への肉粉の給与は行われていない										
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0	
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			米国	0	0	0	0	0	0	
			カナダ	0	0	0	0	0	0	
			その他()	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国	0	0	0	0	0	0	0
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
			米国	0	0	0	0	0	0	
			カナダ	0	0	0	0	0	0	
			その他()	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	0	0	0	
バヌアツは牛の飼料として使用する動物性油脂は輸入していない バヌアツへ輸入されている動物性油脂は、ヒト消費用のバターのみである										
侵入リスク	輸入規制の概要	{生体牛} 1994年 生体牛の輸入は、OIEリストA及びB(BSEはリストBの疾病)が発生していない国からのみに制限 {MBM}{動物性油脂} 2001年 欧州からの牛肉及び牛肉製品の輸入禁止 2002年 BSE非発生国で出生及び継続して飼育された牛以外に由来する食肉及び食肉製品の輸入禁止								
		第三国経由での輸入に対しても上記の規制が適用される 輸入規制の実施主体は、バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局								

暴露・増幅リスク	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制(2.1.1)	2002年 反すう動物への反すう動物由来の動物性たん白質の給与禁止
		飼料給与方法(2.2.1.1)	子牛には母乳が与えられ、その後は牧草が与えられる。代用乳や肉骨粉等は与えられていない 牧草の成長が良くない場合は、コブラ(ココヤシの実からココナッツオイルを生産した後に生じる残渣)を与えることがある
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無(2.2.1.3)	混合飼育は行われていない
		飼料製造施設(2.2.2.1)(2.2.2.3)	バヌアツには飼料製造施設は存在せず、と畜場に併設されたレンダリング設備で、燃料として利用される牛脂を分離した後、脂肪かすを粉砕し、肉粉を生産している
		飼料給与に関する規制の遵守状況(2.2.3.1)	記載なし
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況(2.2.3.3)	農林水産検疫省動物検疫局が、と畜場にて実施 毎年3~4件の監査が行われており、違反は0件となっている
		飼料サンプリング(2.2.4)	バヌアツでは牛への給与と目的での飼料製造を行っていないので、飼料の分析は実施していない
		牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	牛由来のMBMや脂肪かすは牛に与えられていないので、それらを介して牛がBSE病原体に暴露されることはない
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量(2.3.1.1)	2カ所のと畜場に併設されたレンダリング設備で、ボイラーの燃料として使用する牛脂を得る目的で、自施設でと畜された牛に由来すると体及び内臓廃棄物のレンダリングが行われる
		レンダリング処理方法(2.3.1.1)	2002年より、133°C20分3気圧の処理が義務づけられている
		交差汚染防止対策(2.3.1.1)	レンダリング及び飼料製造は、いずれも各と畜場でと畜された牛に由来する原料のみを用いて行われている ライン洗浄やライン分離に関する情報は得られていない
		レンダリング規制(2.3.2.2)	記載なし
	SRMの利用実態等	SRMの定義(2.3.1.1)	バヌアツにはSRMの定義はない
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態(2.3.3.2)	SRM(頭部、せき柱及びせき髄)の50%はその他の内臓及び廃棄物と共にレンダリングされ、豚及び家きん用飼料として利用される 残りのSRMは埋却もしくは焼却処理される 農場死亡牛及び殺処分された牛は、レンダリング用には収集されず、すべて農場で埋却もしくは焼却処理されている
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法(2.3.3.3)	SRM(頭部、せき柱及びせき髄)の50%はその他の内臓及び廃棄物と共にレンダリングされ、豚及び家きん用飼料として利用される 残りのSRMは埋却もしくは焼却処理される
その他	牛以外の動物のTSE発生状況(2.4.1)	バヌアツでは、これまでTSEの症例は検出されていない	
	国内防疫規制(2.4.2)	動物疾病管理法(1992年第29号)において、疾病調査、感染動物の廃棄、強制処分及び施設での検疫、届出義務のある感染症などについて定められている	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)		総数 15万頭(2006年) (内訳) 肉牛 約41,800頭 種畜牛 約104,000頭 乳牛 0頭	
	サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲 (3.2.1.1)	2002～2005年に実施されたプロジェクトでは、4歳超の通常と畜牛よりサンプルが採取された(臨床的にBSEが疑われる牛又は歩行困難牛からのサンプル採取が望ましかったが、このカテゴリの牛は入手出来なかったため)合計104サンプルが採取され、組織学的検査およびPCR検査により陰性であった	
		カテゴリー別の年間母集団(2006年) (3.2.1.1)	通常と畜牛 6,400頭 死亡牛 0頭 不慮の事故によると畜牛 0頭 臨床的に疑われる牛 0頭 合計 6,400頭	
		サーベイランス計画の策定根拠 (3.2.1.1)	サーベイランスは、2002～2005年に、助成金を受け実施されたプロジェクトとして行われたのみであり、現在は行われていないプロジェクトでは、サンプルは臨床的にBSEが疑われる牛及び歩行困難牛からは入手出来なかったためと畜場において高齢動物(4歳超)を対象とするランダム検査を実施した	
		疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制 (3.2.1.1)	記載なし(今までに疑似例もしくは陽性牛の結果は得られていない)	
		サーベイランスの成績 (3.2.2)	詳細は、回答書本体 3.2.2「サーベイランスの成績」を参照 通常と畜牛 (2002年) 2頭 (2003年) 23頭 (2004年) 60頭 (2005年) 19頭	
	検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 (3.2.3)	と畜場で用いられる唯一の方法は歯列判定である	
		検査材料採取手法 (3.2.4)	すべてのサンプルは獣医官により採取される バヌアツはニュージーランド農林省(MAF)と同一の方法を用いている	
		検査手法 (一次検査、確認検査)	サンプルは、ニュージーランドのWallaceville動物衛生研究所(AHL)へ送付され、PCR及び組織学的検査の両方が実施される	
	BSE認知プログラム・届出義務等 (3.3)		BSE認知プログラムは1996年より実施 獣医師、食肉検査官、動物衛生担当官、農場担当官、生産者等が関与しており、外来疾病認知のための取り組みや報告義務についての研修が実施されている バヌアツでは、BSEは2000年に法定伝染病に指定された動物疾病法により、農業大臣がBSE疑似例及び陽性例に対する補償に関する規則を定めることが可能とされているが、現在のところ規定は無い	

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	現在バヌアツにおいて、牛は焼き印、耳印、耳札および一時的なペイントなどの様々な方法により個体識別されている 飼育動物に必須とされる個体識別システムはない
	と畜頭数 (1.2)	(2007年) 30ヶ月齢以上の健康と畜牛 約15,000頭
各と畜口処理の	と畜場の概要	{と畜場数} 2施設 Sant Meat Packers(SMP)及びVanuatu Abattoirs Ltd(VAL) {と畜場の食肉検査官・獣医官数} 食肉検査官 7名 獣医官 3名 と畜場に併設されたレンダリング設備で、ボイラーの燃料として使用する牛脂を得るためにレンダリングが行われている また豚・家きん用の肉粉の製造も行われている {食肉処理場数} 2施設(と畜場に併設) {食肉処理場の食肉検査官数・獣医官数} 食肉検査官 7名 獣医官 3名
	と畜前検査 (2.3)	異常行動及び歩行異常が見られる牛は、隔離用の囲いに入れられ、獣医官により検査される BSEの可能性が除外できない場合は、ニュージーランドWallaceville動物衛生研究所にて分析するための脳サンプルを採取する
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	と畜場でのBSE検査は行われていない
	スタンニング (2.5)	スタンニングは両と畜場で行われている。スタンニングに関する法的規制はない 圧縮空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法は用いられていない
	ピッシング (2.6)	ピッシングは行われていない。ピッシングに関する法的規制はない
	SRMの除去 (2.7.1)	(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと畜を切断し、せき髄片を回収しているか 解体用鋸は毎回洗浄され、80℃以上の熱湯で滅菌される (2)回収したせき髄片の処理状況 除去されたせき髄は、トリミングされたと畜の脂肪と共に、ボイラー燃料とする牛脂の製造を目的としてレンダリングされる (3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか 解体用鋸は毎回洗浄され、80℃以上の熱湯で滅菌される (4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか、なお、除去している場合は、除去方法について記載 せき髄は手作業で除去される (5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか はい (6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか 食肉検査官は、枝肉の最終検査を実施し、せき髄組織が残留していないことを確認する (7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 いいえ (8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか いいえ (9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか いいえ [頭部(扁桃を含む)、舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理] せき髄はレンダリング施設へ輸送される Sant Meat Packers(SMP)では、その他の危険部位はと畜場から離れた廃棄場所へ輸送され、焼却または埋却される Vanuatu Abattoirs Ltd(VAL)では、頭部およびせき柱がレンダリングされる
	SSOP、HACCPに基づく管理 (2.8) (3.4)	両と畜場には、SSOP及びHACCPに基づく品質保証システムがあり、この品質保証システムは獣医官によって監査されている 生体検査におけるBSE症状の検査が重要管理点となっている

食肉等の リスク	食肉及び 機械的回収肉 (MRM)	製造していない
	内臓 (4.2)	<p>{扁桃} 牛の頭部からは、ほほ肉及び扁桃の無い舌のみがヒトの食用として回収され、頭部の残りの部位は廃棄処分される 頭部は通常の食肉検査手順に従って検査される</p> <p>{回腸遠位部} 回腸遠位部は廃棄処分され、ヒトの食用としては回収されない</p> <p>{内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無} 記載無し</p>
その他	日本向け輸出の 付加的要件等	日本への輸出は、食肉産業法(1991年第5号)の要件を満たす輸出施設のみ許可される